様式第１号（第３条関係）

審　査　基　準　整　理　票

処　　分　　名	大津市ふれあいプラザホール等の利用料金の還付		
根　拠　法　令　名	大津市ふれあいプラザ条例（平成９年条例第４１号）	（条項）　第７条	
基　準　法　令　名	大津市ふれあいプラザ条例（平成９年条例第４１号）	（条項）　第７条	
所　管　部　署	健康福祉部福祉政策課		
標準処理期間	２１　日	法定処理期間	－　日

【審査基準】　・文書の名称【　　】
・掲載図書等【　　】
・内　　容　■全部記載　□一部・項目のみ記載

［ホール等の利用料金の還付基準］

大津市ふれあいプラザ条例第７条ただし書に規定する「市長が特別の理由があると認めるとき」として次の各号のいずれかに該当した場合に還付するものとし、その場合における還付の額は、当該各号に定めるところによる。

(1)　天災地変その他使用者の責めによらない理由により使用することができなくなった場合　全額

(2)　管理の都合により使用の許可を取り消した場合　全額

(3)　ホール等を使用しようとする者が使用の期日の３０日前までに使用の取り止めの届出をした場合　半額

参　考

［根拠法令・基準法令］

大津市ふれあいプラザ条例

（利用料金の不還付）

第７条　既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。